商品概要説明書

多目的ローン (一般型C) 三菱UF Jニコス (株)

(2025年11月1日現在)

商品名	多目的ローン(一般型C)
ご利用いただける 方	○地区内に在住または在勤の方。
	○お借入時の年齢が満 18 歳以上 75 歳未満であり、最終償還時の年齢が満 80
	歳未満の方。
	○継続して安定した収入のある方。
	○当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。
	○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○見積書・注文書・契約書・領収書等によって資金使途が確認できる生活に必
	要とするご資金(借入申込から過去3か月以内にお支払済みの資金を含
	む。)または事業性資金とします。
	(他金融機関・信販会社等からお借入中の各種ローンお借換資金とお借換え
	に伴う諸費用についても対応可能です。)
	ただし、負債整理資金等は除きます。
	なお、借入にかかる諸費用(事務手数料、振込手数料、印紙代)については
	資金使途に含めることができるものとします。
	○医療・介護費用が資金使途の場合、2親等以内の家族にかかる資金も対象と
	します。
借入金額	○10万円以上1,000万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
借入期間	○6か月以上10年以内とします。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準
借入利率	金利(パーソナルプライムレート)により、年4回見直しを行い、4月1日、
	7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(パーソナルプラ
	イムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌
	日より適用利率を変更いたします。
返済方法	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、
	毎月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に
	増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額
	の 50%以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関 (三菱U F J ニコス株式会社) の保証をご利用い
	ただきますので、原則として保証人は不要です。
団体信用生命共済	○ご希望により当JA所定の団体信用生命共済(保険)のいずれかにご加入い
(保険)	ただけます。ただし、農機具購入資金以外の事業資金は除きます。

		!除)の種類によりお供入利家は下丰	
	なお、選択される団体信用生命共済(保険)の種類によりお借入利率は下表 記載の加算利率分高くなります。		
	団体信用生命共済(保険)		
	団体信用生命共済(特約なし)	年 020%	
	団体信用生命保険(ワイド)	年 0.20%	
	○ご希望により上記の団体信用生命共済(
	付団体信用生命共済とあわせて「9大料		
9 大疾病補償保険	す。ただし、農機具購入資金以外の事業		
	は借入利率に以下の利率が加算されます	, 。	
	年 0.50%		
	○ご融資の際、3,300円の事務手数料(消	当費税等含む)が必要です。	
	○ご返済期間終了までの間において、全額	額または一部繰上返済をされる場合	
	は、次の事務手数料(消費税等含む。)	が必要です。	
手数料	①全額繰上返済の場合…5,500円		
	②一部繰上返済の場合…3,300円		
	○ご返済期間終了までの間において、ご返	済条件を変更される場合は3,300円	
	の条件変更手数料(消費税等含む。)が	必要です。	
	○苦情処理措置		
	本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情	青等」という。)につきましては、当	
	JA本店総務部(電話 0439-70-1331)に	お申し出ください。当JAでは規則	
	の制定など苦情等に対処する態勢を整備	莆し、迅速かつ適切な対応に努め、苦	
	情等の解決を図ります。		
	また、J Aバンク相談所(電話:03-68	337-1359) でも、苦情等を受け付け	
	ております。		
	○紛争解決措置		
	外部の紛争解決機関を利用して解決を[図りたい場合は、次の機関を利用で	
	きます。上記当 JA 総務部または JA ノ	ベンク相談所にお申し出ください。	
苦情処理措置およ	東京弁護士会紛争解決センター (電話:03-3581-0031)		
び紛争解決措置の 第一東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3595-8588)			
内容	第二東京弁護士会仲裁センター (電話:03-3581-2249)		
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二	東京弁護士会(以下「東京三弁護士	
	会」という) では、東京以外の地域のお	客様からのお申し出について、お客	
	様の意向に基づき、お客様のアクセスに	に便利な地域で手続を進める方法も	
	あります。		
	・現地調停:東京の弁護士会と東京以外	の弁護士会が、テレビ会議システム	
	等により、共同して解決に		
	・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁	· -	
	なお、現地調停、移管調停は全国の弁護		
	せん。具体的内容は上記JAバンク相談		
	合わせください。	· , · = · · = · · · / · / · / · / · / · / ·	

その他	○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所
	定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかね
	る場合もございますので、あらかじめご了承ください。
	○印紙税が別途必要となります。
	○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお
	問い合わせください。

JAきみつ